

令和 7 年度東条川二期農業水利事業
小野大池改修工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総則	令和7年度 東条川二期農業水利事業 小野大池改修工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」 https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)に基づいて実施する。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、小野大池の改修（耐震対策）を行うものである。	
2. 工事場所	兵庫県小野市王子町地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) ため池諸元 名称 小野大池 堤高 10.5m 堤頂長 312.0m (2) 工事範囲 堤体工 上流側 押え盛土工 一式 取水施設工 ゲート改修 取水孔φ200mm 3門 緊急放流ゲートφ600mm 1門 土砂吐ゲート(底樋) 1000mm×1000mm 1門 上流法面保護工 A=2910 m²	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和7年10月3日から令和8年3月26日まで (余裕期間：契約締結の日から令和7年10月2日まで) ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、月当たり12日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和7年12月28日～令和8年2月18日である。	

項 目	内 容	備考																		
3. 工程制限	3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編 1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。 ため池の落水は令和7年10月15日までに完了し、貯水再開は令和8年3月10日から開始する予定としている。																			
第4章 現場条件																				
1. 土質及び地質	本工事の施工場所の地質は以下を想定している。 上流側法尻部：改良土 堤体本体：礫質土 仮設道路：礫質土																			
2. 第三者に対する措置																				
(1) 騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、第三者との協議において防音壁の設置等、対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。																			
(2) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備考</th></tr><tr><td>小野市道109号線～池内進入路</td><td>2人/日</td><td>2名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>進入路整備, 復旧時</td></tr><tr><td>池内進入路</td><td>1人/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材搬入出時</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考	小野市道109号線～池内進入路	2人/日	2名	昼間	無	進入路整備, 復旧時	池内進入路	1人/日	1名	昼間	無	工事資材搬入出時	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考															
小野市道109号線～池内進入路	2人/日	2名	昼間	無	進入路整備, 復旧時															
池内進入路	1人/日	1名	昼間	無	工事資材搬入出時															
(3) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																			
(4) 交通対策	1) 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車両の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車両の通行する工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこととする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																			
(5) 境界対策	本工事周辺の道路、水路等と隣接する箇所は、既存施設に損害を与えないように十分に注意すると																			

項 目	内 容	備考								
	ともに、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。 (6) 早朝及び夜間作業 (7) 関係機関との調整									
第5章 指定仮設										
1. 工事用道路	1) 受注者は、別添図面に示す仮設ヤードにおいて、資材仮置場を設置するものとする。 2) 資材仮置場の設置撤去に当たり、受注者の責に起因する既設構造物の沈下、破損等が生じた場合は、受注者の責により原形復旧を行うものとする。また、工事期間中、資材仮置場等について、受注者が適正な管理を行うものとする。 3)受注者は、図面に基づき、工事用道路等を整備しなくてはならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなくてはならない。									
2. 水替工	1) 工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。 <table><tr><th>施設名</th><th>想定排水量</th><th>排水方法</th><th>備考</th></tr><tr><td>貯水池内</td><td>Qmax= 120m3/h 未満</td><td>作業時排水</td><td>底樋施工時</td></tr></table> 2) 常時は既設底樋により自然排水を想定している。 3) 受注者は、現場での排水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況確認管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 4) 現場排水量条件が想定以上であった場合は、監督職員と協議するものとする。 5) 底樋施工時におけるポンプ等による排水先は、左岸側洪水吐を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 6) 既設土砂吐ゲート撤去後から底樋柵完成までは、取水施設前の排水管飲み口に大型土のう等を設置し、仮設道路より上流に貯水することとし、底樋管に流入させないこととする。	施設名	想定排水量	排水方法	備考	貯水池内	Qmax= 120m3/h 未満	作業時排水	底樋施工時	
施設名	想定排水量	排水方法	備考							
貯水池内	Qmax= 120m3/h 未満	作業時排水	底樋施工時							
3. 仮排水管	本工事によって撤去する暗渠排水管の現場発生品については、現場発生材報告書を作成し提出するとともに、別途監督員が指示する場所に集積し確認を受けるものとする。 運搬先：農林水産省管理用地（兵庫県加東市黒谷 1198-22）									
第6章 工事用地等										
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地」という。)はため池進入部のヤード及びため池内仮置場である。									
2. 受注者の裁量による工事用地等	1) 発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。									
第7章 工事用電力										
本工事に使用する電力は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。										
第8章 工事用材料										
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295、SD345 JIS G 3112									

項 目	内 容	備考																													
2. 見本又は資料 提出	2) コンクリート コンクリートは JIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメン ト比 W/C(%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25 (20)</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>均しコンクリート</td></tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td><td>24</td><td>12</td><td>25 (20)</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>取水施設</td></tr> </tbody> </table>	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート	鉄筋コンクリート	24	12	25 (20)	60 以下	BB	取水施設									
	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																								
	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート																								
	鉄筋コンクリート	24	12	25 (20)	60 以下	BB	取水施設																								
	3) コンクリート二次製品 ブロックマット t=100 mm																														
	4) 鋼製二次製品 斜樋・底樋・緊急放流 別添図面のとおりに																														
	5) 盛立材料 盛立等材料は、以下に示すとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>ゾーン区分</th><th>材 料</th><th>使用工種</th><th>仮置場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>コアゾーン コンタクトクレイ</td><td>コア土</td><td>浸透抑制 (取水施設周辺)</td><td>購入土</td></tr> <tr> <td>②</td><td>ランダムゾーン</td><td>ランダム土</td><td>押え盛土工</td><td>購入土</td></tr> </tbody> </table>	番号	ゾーン区分	材 料	使用工種	仮置場	①	コアゾーン コンタクトクレイ	コア土	浸透抑制 (取水施設周辺)	購入土	②	ランダムゾーン	ランダム土	押え盛土工	購入土															
	番号	ゾーン区分	材 料	使用工種	仮置場																										
	①	コアゾーン コンタクトクレイ	コア土	浸透抑制 (取水施設周辺)	購入土																										
	②	ランダムゾーン	ランダム土	押え盛土工	購入土																										
盛立等材料の品質 上記の盛立等材料は、以下の値を満足するものでなければならない。以下の値の材料が確保できない場合には、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th><th rowspan="3">材料</th><th rowspan="3">細粒分 含有率 0.075mm以下</th><th colspan="4">堤体設計値 (参考)</th><th rowspan="3">透水係数 (cm/s)</th></tr> <tr> <th colspan="2">単位体積重量 (kN/m³)</th><th rowspan="2">C' (kN/m²)</th><th rowspan="2">φ' (°)</th></tr> <tr> <th>湿潤</th><th>飽和</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>コア土</td><td>約20～40%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1×10⁻⁵以下</td></tr> <tr> <td>②</td><td>ランダム土</td><td>—</td><td>19.6</td><td>20.2</td><td>18</td><td>32</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	番号	材料	細粒分 含有率 0.075mm以下	堤体設計値 (参考)				透水係数 (cm/s)	単位体積重量 (kN/m ³)		C' (kN/m ²)	φ' (°)	湿潤	飽和	①	コア土	約20～40%	—	—	—	—	1×10 ⁻⁵ 以下	②	ランダム土	—	19.6	20.2	18	32	—	
番号				材料	細粒分 含有率 0.075mm以下	堤体設計値 (参考)				透水係数 (cm/s)																					
						単位体積重量 (kN/m ³)			C' (kN/m ²)		φ' (°)																				
	湿潤	飽和																													
①	コア土	約20～40%	—	—	—	—	1×10 ⁻⁵ 以下																								
②	ランダム土	—	19.6	20.2	18	32	—																								
6) その他 目地材 エラスチックフィラーt=10mm ダウエルバー D16 L=1000 改良材 (一般軟弱土用)																															
受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																															
主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td><td>試験成績書</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	提 出 物	土砂	試験成績書																										
材 料 名	提 出 物																														
土砂	試験成績書																														

項 目	内 容		備考	
3. 監督職員の検査又は試験	コンクリート	配合成績書、配合表		
	鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート		
	鋼製二次製品	製作図、ミルシート		
	コンクリート二次製品	カタログ		
	その他材料	カタログ又は試験成績書等		
	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。			
	材料名	検査・試験項目		備考
	鋼製二次製品	外観・寸法		搬入時
	コンクリート二次製品	外観・寸法		搬入時 抽出検査
	生コンクリート	スランプ、空気量、 塩化物含有量		構造物打設前(1 回)
	その他主要材料	外観・寸法		搬入時 抽出検査
	第9章 施工			
1. 一般事項				
(1) 水準点等				
本工事の水準点及び基準点は、図面に示すとおりである。				
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)				
1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。				
2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。				
3) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。				

項 目	内 容	備考																									
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度7スコン(13)</td><td>使用箇所：舗装復旧</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度7スコン(13)	使用箇所：舗装復旧																				
資 材 名	規 格	備 考																									
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度7スコン(13)	使用箇所：舗装復旧																									
3. 建設資材廃棄物等の搬出	1) 建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>Co 殻(有筋)</td><td>三幸開発 (株)</td><td>小野市下来住町字知子谷 667 番地の 8</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>As 殻</td><td>片岡建材建設(株)</td><td>小野市檜山町 1456-132</td><td>8:30～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>建設発生土（礫質土）</td><td>三幸開発 (株)</td><td>小野市下来住町字知子谷 667 番地の 8</td><td>8:00～ 17:00</td><td></td></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>(株)環境保全センター</td><td>神戸市西区神出町東字座 頭谷 1227-1</td><td>8:30～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	Co 殻(有筋)	三幸開発 (株)	小野市下来住町字知子谷 667 番地の 8	8:00～ 17:00	再資源化施設	As 殻	片岡建材建設(株)	小野市檜山町 1456-132	8:30～ 16:30	再資源化施設	建設発生土（礫質土）	三幸開発 (株)	小野市下来住町字知子谷 667 番地の 8	8:00～ 17:00		廃プラスチック類	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座 頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																							
Co 殻(有筋)	三幸開発 (株)	小野市下来住町字知子谷 667 番地の 8	8:00～ 17:00	再資源化施設																							
As 殻	片岡建材建設(株)	小野市檜山町 1456-132	8:30～ 16:30	再資源化施設																							
建設発生土（礫質土）	三幸開発 (株)	小野市下来住町字知子谷 667 番地の 8	8:00～ 17:00																								
廃プラスチック類	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座 頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設																							
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><th rowspan="7">工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</th><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用				
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法																							
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	③基礎		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用																								
5. 準備工	落水時に池内の魚類は、可能な範囲でため池底樋を利用して、魚類の退避を行うものとする。																										
6. 土工																											
(1)掘削	1) 堤体表層については、不良土層及び草木根のある表土のはぎ取り（30 cm程度）を行い、搬出するものとする。 2) 掘削及び床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 4) 盛土部の掘削は、共通仕様書及び設計図書に基づき、段切りを行うものとする。																										
(2)埋戻し及び盛土	1) 築堤工以外の構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が 30 cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で最大乾燥密度の 95%以上の締固めを行わなければならない。 2) 押え盛土は、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。																										
7. 築堤工																											

項 目	内 容	備考								
(1) 一般事項	1) 盛立材料の中には、草木根等の有機物や不純物、冰雪等の有害物を介在・混在させてはならない。 2) 巨礫の除去 堤体の盛立材料に、盛立の一層の仕上がり厚さの概ね1/3以上の石が混入している場合には、これを除去して用いなければならない。 3) 盛立材料の仮置き 盛立材料を工事用地等に仮置きする場合には、降雨による流亡や崩壊、雨水の浸入等が生じないよう適切な措置を講じるものとし、必要に応じてシート等で保護するものとする。 4) 盛立の各ゾーンの試験値が施工管理基準値を満足しない場合には、その原因を究明するとともに、再施工等の処置を行うものとする。 5) 盛立材料について、監督職員が不適材料と判断した場合は、その指示により、直ちに場外へ除去搬出するものとする。 また、盛立後において気象の影響（降雪・凍上等）を受け、その性質が変化・悪化したと判断される場合についても同様であり、この場合の措置については、監督職員と協議を行うものとする。 6) 盛立に当たって留意しなければならない事項は次のとおりとする。 ①凍結した材料は、各ゾーンの盛立に使用してはならない。 ②盛立現場から取り除いた材料を調整し再使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 ③盛立は、ほぼ水平な形状で施工することを原則とする。 ④まき出し、転圧は堤体軸に平行に行うことを原則とする。 ⑤盛土部の転圧機械は、試験施工で決定した条件により施工するものとする。 ⑥ローラのわだちは、隣接するわだちと十分重複させて転圧するものとし、わだち間に未転圧または、所要転圧回数以下の部分を残してはならない。 ⑦監督職員が転圧不十分と判断した場合は、材料の置換又は転圧回数の追加を指示することがある。 ⑧盛立に関する盛立基準等詳細については、盛立試験結果を踏まえた盛立計画を作成の上、監督職員の承諾を得るものとする。 ⑨構造物周辺の締固めは施工条件に合った小型締固め機械により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。 なお、施工含水比は所要のD値を満足する範囲で、極力wet側になるよう調整するものとし、接合するコンクリート構造物は、盛土前に十分湿らせておくこと。 7) 構造物周りの埋戻し材については、コンタクトクレイを用いて人力により入念に施工しなければならない。また、コンタクトクレイの転圧については、できる限り薄くまき出し、仕上り厚さは概ね10 cm程度とし、狭隘箇所を転圧する場合は小型転圧機械を用いて確実に締固めを行うものとする。 なお、コンタクトクレイ材は、以下と同等の材料とする。 <table><tr><td>材 料</td><td>粒度(75μm 以下)</td><td>最大粒径</td><td>塑性指数 IP</td></tr><tr><td>コンタクトクレイ</td><td>50%以上</td><td>20 mm</td><td>15 以上</td></tr></table>	材 料	粒度(75μm 以下)	最大粒径	塑性指数 IP	コンタクトクレイ	50%以上	20 mm	15 以上	
材 料	粒度(75μm 以下)	最大粒径	塑性指数 IP							
コンタクトクレイ	50%以上	20 mm	15 以上							
(2) 盛立試験	1) 築堤工事に先立って盛立試験を実施するものとする。試験実施は工事用地等内を想定している。 なお、試験項目は 3) に示すとおりとし、試験の方法等の詳細は別途監督職員と打合せの上決定するものとし、事前に盛立試験計画書を作成し、提出するものとする。 2) 盛立試験結果に基づいて、施工方法を検討するものとするが、所定の基準を満たせない場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 材料の盛立試験項目 材料の盛立試験は、下表を目安に、それぞれの組合せについて行うが、ここに示す転圧機械以外の機械をこの工事に導入する意向がある場合には、当該機械を用いた同様の盛立試験を受注者の負担により同時に実施しなければならない。 なお、下表の組合せによる盛立試験の結果、所要の規格値を満足しない場合は、監督職員と協議するものとする。									

項 目	内 容					備考
(3) 施工	材料区分	転圧機種	転圧速度	一層の仕上り 厚さ	転圧回数	試験 回数
	押え盛土 (ランダム土)	振動ローラ 3～4t 級	3km/hr	20cm、30cm	6・8・10 回	6
	また、各組合せにおいて、以下の試験を行うものとする。 なお、盛立試験の実施に当たり、それ以外にも追加試験が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。					
	材料	試験項目	試験方法	規格値		
	ランダム土	現場密度試験（砂置換法）	JIS A 1214	D値 95%以上		
		突固めによる土の締固め試験 （φ100mm、2.5kg ランマー、 A-c 法：湿潤法・非繰返し法）	JIS A 1210	—		
	コア土	現場密度試験（砂置換法）	JIS A 1214	D値 95%以上		
		現場透水試験	JGS 1316	1×10 ⁻⁵ 以下		
	1) 盛立 押え盛土の盛立は、第 11 章 2. に掲げる所要の管理基準値を満足するように行わなければならない。 上記の締固めを安定的に行うため、盛立試験の結果によって、次に掲げる転圧機械、撒き出し厚さ、転圧速度、転圧回数等により施工するものとする。					
	材料区分	転圧機種	一層の撒き出し厚さ	転圧速度	転圧回数	
ランダム土	振動ローラ 3.0～4.0t 級	試験結果	3km/hr	試験結果		
2) 盛立気象条件 降雨、降雪及び気温等の気象条件により、良好な盛立が困難な場合には、盛立工事を中止しなければならない。						
(4) 基礎地盤	堤体前法尻掘削後、監督職員立会いのもと基礎地盤状況を確認するとともに、基礎地盤の支持力が確保されているかをコーンペネトロメーター試験器等により確認するものとする。					
7. コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。					
8. 法面保護工	押え盛土にはブロックマットを施工する。ブロックマットの据付にあたり、事前に割付図を監督職員に提出するものとする。なお、端部等でブロックマットの据付が不適当な場合は、監督職員の承諾を得て現場打コンクリートで施工するものとする					
第 10 章 水門設備等						
1. 一般事項	1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設備の製造を行うものとする。 2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。					

項 目	内 容	備考	
2. 設備諸元	3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。		
	4) 運転が確実で操作の容易なものとする。		
	5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。		
	6) 許容応力度等は、鋼構造物計画技術指針（小形水門扉編）に基づくものとする。		
	本ゲート設備計画は、次の条件により設計するものとする。		
	(1) 取水孔ゲート		
	仕様項目	水門設備	
	形 式	ステンレス鋼製スライドゲート（SCS13） （スクリーン付）	
	寸 法	有効径 φ0.200m	
	門数	3 門	
	設計水深	第 1 取水孔	第 2 取水孔
		外水位 2.69m	外水位 4.89m
		内水位 0.00m	内水位 0.00m
	操作水深	外水位 2.12m	外水位 4.32m
		内水位 0.00m	内水位 0.00m
		内水位 0.00m	内水位 0.00m
	水密方式	後面四方金属水密	
	スクリーン	SUS304	
	操作方法	手動操作	
	たわみ度	1/1000 以下	
	開閉方式	手動スピンドル式（水平巻上機）	
	開閉装置	手動ハンドル式、ロッド（SUS304）、中間軸受（SUS304）	
	(2) 緊急放流ゲート（緊急放流）		
	仕様項目	水門設備	
	形 式	ステンレス鋼製スライドゲート（SCS13） （スクリーン付）	
寸 法	有効径 φ0.600m		
門数	1 門		
設計水深	外水位 3.90m		
	内水位 0.00m		
操作水深	外水位 3.33m		
	内水位 0.00m		
水密方式	後面四方金属水密		
スクリーン	SUS304		
操作方法	手動操作		
たわみ度	1/1000 以下		
開閉方式	手動スピンドル式（ベベル巻上機）		
開閉装置	手動ハンドル式、ロッド（SUS304）、中間軸受（SUS304）		
(3) 土砂吐きゲート（底樋）			
仕様項目	水門設備		
形 式	鋳鉄製スライドゲート（FC200）		
寸 法	有効幅 1.000m×有効高 1.000m		
門数	1 門		
設計水深	外水位 9.31m		

項 目	内 容		備考																																																						
	操作水深	内水位 0.00m																																																							
		外水位 1.30m																																																							
		内水位 0.00m																																																							
	水密方式	後面四方金属水密																																																							
	操作方法	手動操作																																																							
	たわみ度	1/1000 以下																																																							
	開閉方式	手動ラック式（水没型）																																																							
	開閉装置	手動ハンドル式、ラック棒φ55 mm（SUS304） ラックカバー（SUS304）																																																							
	(4) ゲートの主要材料は、JIS規格品、又は同等品以上とする。																																																								
	(5) 主要箇所の使用材料は、構造計算の結果で決定するとともに、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。																																																								
第 11 章 施工管理																																																									
1. 主任技術者等の資格	主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。																																																								
2. 施工管理																																																									
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。																																																								
(2) 施工管理の追加項目	施工管理に定めない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。 1) ため池築堤工の施工管理については、下表のとおりとするが、下表に示す試験方法によらない場合は、事前に監督職員と協議し承諾を受けなければならない。																																																								
	<table><tr><th>材料</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>試験頻度</th><th>規格値</th></tr><tr><td rowspan="9">コア土</td><td>土粒子の密度試験</td><td>JIS A 1202</td><td>工事着手前に 1</td><td>2.6g/cm³ 以上</td></tr><tr><td>粒度試験</td><td>JIS A 1204</td><td>回及び 1 回</td><td>細粒分 20～40%</td></tr><tr><td>含水比試験</td><td>JIS A 1203</td><td>/3,000 m³</td><td>—</td></tr><tr><td>液性・塑性限界試験</td><td>JIS A 1205</td><td>工事着手前に 1</td><td>—</td></tr><tr><td>突固めによる土の締固め試験 (φ100mm、2.5kg ランマー、A-c 法：湿潤法・非繰返し法)</td><td>JIS A 1210</td><td>回及び盛土材料の物性値が変わった時</td><td>—</td></tr><tr><td>土の透水試験(φ100mm、変水位)</td><td>JIS A 1218</td><td></td><td>k=1×10⁻⁶cm/s 以下</td></tr><tr><td>三軸圧縮試験(φ100mm、CUbar)</td><td>JGS 0523</td><td></td><td>堤体設計値 C'、φ'</td></tr><tr><td>現場密度試験（砂置換法）</td><td>JIS A 1214</td><td>盛土高さが概ね 50～60 cmに達する毎に</td><td>D 値 95%以上</td></tr><tr><td>現場透水性試験</td><td>JGS 1316</td><td>100m 間隔に 1 箇所以上</td><td>k=1×10⁻⁵cm/s 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">ランダム土</td><td>土粒子の密度試験</td><td>JIS A 1202</td><td>既設仮置土、堤</td><td>2.6g/cm³ 以上</td></tr><tr><td>粒度試験</td><td>JIS A 1204</td><td>体流用土毎に工</td><td>—</td></tr><tr><td>含水比試験</td><td>JIS A 1203</td><td>事着手前に 1 回</td><td>—</td></tr></table>	材料	試験項目	試験方法	試験頻度	規格値	コア土	土粒子の密度試験	JIS A 1202	工事着手前に 1	2.6g/cm³ 以上	粒度試験	JIS A 1204	回及び 1 回	細粒分 20～40%	含水比試験	JIS A 1203	/3,000 m³	—	液性・塑性限界試験	JIS A 1205	工事着手前に 1	—	突固めによる土の締固め試験 (φ100mm、2.5kg ランマー、A-c 法：湿潤法・非繰返し法)	JIS A 1210	回及び盛土材料の物性値が変わった時	—	土の透水試験(φ100mm、変水位)	JIS A 1218		k=1×10 ⁻⁶ cm/s 以下	三軸圧縮試験(φ100mm、CUbar)	JGS 0523		堤体設計値 C'、φ'	現場密度試験（砂置換法）	JIS A 1214	盛土高さが概ね 50～60 cmに達する毎に	D 値 95%以上	現場透水性試験	JGS 1316	100m 間隔に 1 箇所以上	k=1×10 ⁻⁵ cm/s 以下	ランダム土	土粒子の密度試験	JIS A 1202	既設仮置土、堤	2.6g/cm³ 以上	粒度試験	JIS A 1204	体流用土毎に工	—	含水比試験	JIS A 1203	事着手前に 1 回	—	
材料	試験項目	試験方法	試験頻度	規格値																																																					
コア土	土粒子の密度試験	JIS A 1202	工事着手前に 1	2.6g/cm³ 以上																																																					
	粒度試験	JIS A 1204	回及び 1 回	細粒分 20～40%																																																					
	含水比試験	JIS A 1203	/3,000 m³	—																																																					
	液性・塑性限界試験	JIS A 1205	工事着手前に 1	—																																																					
	突固めによる土の締固め試験 (φ100mm、2.5kg ランマー、A-c 法：湿潤法・非繰返し法)	JIS A 1210	回及び盛土材料の物性値が変わった時	—																																																					
	土の透水試験(φ100mm、変水位)	JIS A 1218		k=1×10 ⁻⁶ cm/s 以下																																																					
	三軸圧縮試験(φ100mm、CUbar)	JGS 0523		堤体設計値 C'、φ'																																																					
	現場密度試験（砂置換法）	JIS A 1214	盛土高さが概ね 50～60 cmに達する毎に	D 値 95%以上																																																					
	現場透水性試験	JGS 1316	100m 間隔に 1 箇所以上	k=1×10 ⁻⁵ cm/s 以下																																																					
ランダム土	土粒子の密度試験	JIS A 1202	既設仮置土、堤	2.6g/cm³ 以上																																																					
	粒度試験	JIS A 1204	体流用土毎に工	—																																																					
	含水比試験	JIS A 1203	事着手前に 1 回	—																																																					

項 目	内 容				備考
		液性・塑性限界試験	JIS A 1205	及び1回/3,000㎡	—
		突固めによる土の締固め試験 (φ100mm、2.5kg ランマー、A-c 法：湿潤法・非繰返し法)	JIS A 1210		—
		現場密度試験 (砂置換法)	JIS A 1214	盛土高さが概ね50～60 cmに達する毎に100m 間隔に1箇所以上	D 値 95%以上
※D 値 95%は、JIS A 1210 のA-c 法で求めた値に対する数値。 ※現場密度の試験数は1箇所当たり原則、横断方向に3 試料実施する。 なお、横断幅が狭く横断方向で3 試料の試験が出来ない場合は千鳥配置又は堤体軸方向で3 試料実施する。					
3. 六価クロム溶出試験	本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。				
第12章 条件変更の補足	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質、地質 2) 予想し得なかった騒音規制、交通規制 3) 第三者による事業の妨害等の発生 4) 関係機関との協議 5) その他監督職員が認めた事項				
第13章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。				
第14章 その他	工事完成図書を共通仕様書第1編 1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。				
1. 電子納品	1) 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又はBD-R) 正副2部				
2. 建設副産物情報交換システムの利用	本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。				
3. 週休2日による施工	1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。 月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認				

項 目	内 容	備考																														
	められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3） 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4） 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5） 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><th></th><th>週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th><th>月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6） 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th>月単位</th><th>週単位</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>インターロッキング工</td><td>設置</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table>		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名称	区分	補正係数		月単位	週単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02	インターロッキング工	設置	1.01	1.01	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	
	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)																														
労務費	1.02	1.02																														
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																														
現場管理費（率分）	1.06	1.05																														
名称	区分	補正係数																														
		月単位	週単位																													
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02																													
インターロッキング工	設置	1.01	1.01																													
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01																													

項 目	内 容					備考
第15章 定めな き事項			人力	1.02	1.02	
	この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。					